

憲法

憲法総論

- 1 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である。
- 2 現在皇位は世襲とされているが、憲法改正によらずかかる皇位世襲の原則を廃止することも不可能ではない。
- 3 天皇の国事に関する行為の中で内閣の助言と承認が要求されないものはない。
- 4 天皇の国事に関する行為は全て憲法に規定されている。
- 5 憲法上天皇が国事行為の代行を委任する方法としては、摂政へ委任する方法の他に法律による委任の方法がある。
- 6 天皇も日本国民であるから、民事裁判権が及ぶ。
- 7 摂政は国政に関する権能を有しない。
- 8 天皇は内閣総理大臣を任命する。
- 9 天皇は国会の指名に基いて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
- 10 天皇は法律、政令及び条約を公布するが省令は公布しない。
- 11 天皇は国会の召集をするが、参議院の緊急集会の召集はしない。
- 12 天皇は参議院議員の通常選挙の施行を公示する。
- 13 天皇は特命全権大使のみならず特命全権公使についてもその信任状を認証する。
- 14 天皇は大赦、特赦、刑の執行の免除及び復権の決定を行うことはできない。
- 15 天皇は栄典の授与を認証する。
- 16 天皇は批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証する。
- 17 皇室が有償で財産を譲り受ける場合も国会の議決に基づかなければならない。
- 18 砂川事件において最高裁は、駐留米軍は憲法第9条第2項にいう戦力に当たらないとした。
- 19 長沼事件第一審判決は、前文は平和的生存権が基本的人権であることを宣言しており、かかる権利は憲法第三章の各条項によって、個別的な基本的人権の形で具体化され規定されているとした。
- 20 摂政は、天皇が成年に達しないとき、又は精神もしくは身体の重患又は重大事故により、国事に関する行為をすることができないときに設置される。
- 21 臨時代行は、天皇が海外旅行や病気などで一時的に国事行為を行うことができない場合に置かれる。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 22 皇室経済法による皇室費用のうち宮廷費とは、内廷にある天皇・皇族の日常の費用（生活費）に充てられるものをいう。
- 23 国籍法は、国籍離脱の結果無国籍となることを認めていない。
- 24 日本国憲法においては、天皇は象徴としての地位にとどまるため、国政に関する権能を有しない。

基本的人権

- 25 日本国憲法の下、国民に兵役の義務を課す明文規定はない。
- 26 日本国民たる要件を命令で定めることはできない。
- 27 出国の自由は権利の性質上外国人にも保障されるが、入国の自由はその性質上外国人には保障されない。
- 28 国政に関する政治活動の自由は、外国人の地位に鑑みて保障することが相当でないものを除き、外国人にも憲法上の保障が及ぶ。
- 29 定住外国人に国会議員の被選挙権を認めない公職選挙法の規定は、憲法第15条に違反する。
- 30 法人は法律によって人格を認められたものだが、権利の性質上許される限り憲法上基本的人権の保障の対象となり得る。
- 31 三菱樹脂事件において判例は、企業者は契約締結の自由を有するが、特定の思想・信条を有することを理由にその者を雇い入れることを拒むことは違法であるとしている。
- 32 国民はその権利及び自由を濫用してはならないし、公共の福祉のために利用しなければならない。
- 33 憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定するが、かかる規定は明治憲法にはなかった。
- 34 国民は人種、信条、性別などにより政治的、経済的又は社会関係において差別されない。
- 35 華族その他貴族の制度は認められない。
- 36 栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は1代に限り、その効力を有する。
- 37 普通選挙・秘密投票は、憲法上明文で保障されている。
- 38 国籍の内外を問わず、何人も公務員の罷免について請願することができる。
- 39 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 40 犯罪者に対して、刑罰として奴隸的拘束をすることは禁止されない。
- 41 思想良心の自由はこれを侵してはならない。
- 42 国及びその機関は宗教的活動を一切してはならない。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 43 南九州税理士会事件において判例は、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄附することは、税理士会の目的の範囲外の行為であると判示した。
- 44 津地鎮祭事件において判例は、地鎮祭は憲法第20条第3項により禁止される宗教的活動には当たらないと判示した。
- 45 最高裁判所は、宗教的人格権を法的利益として保障していると判示している。
- 46 愛媛玉串料訴訟において判例は、地方公共団体が宗教団体に対して宗教上の祭祀に際して玉串料として公金を支出することは憲法第89条に反しないと判示した。
- 47 日本国憲法上、集会結社の自由と表現の自由は、同一条項に規定されている。
- 48 私鉄の駅構内において、駅係員の許諾を受けずにビラの配付や演説を繰り返し、駅管理者の退去要求を無視して構内に滞留した行為を処罰することは憲法第21条に反する、と判例は判示した。
- 49 私人の私生活上の行状は、いかなる場合にも公共の利害に関する事実にあたらないと判例は判示した。
- 50 判例は、報道機関の報道は事実を伝えるものであるから、表現の自由を規定した憲法第21条によって保障されないと判示した。
- 51 国籍の離脱は原則として禁止される。
- 52 学問の自由は憲法第23条により保障される。
- 53 大学における学問の自由には、その研究結果の発表の自由と関連して、その教授の自由も含まれるものと解される、と判例は判示した。
- 54 憲法第23条は、大学における学問の自由を保障しているのみで、広くすべての国民に対して学問の自由を保障しているものではない、と判例は判示した。
- 55 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とする。
- 56 国はすべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 57 国民は、絶対的にひとしく教育を受ける権利を有するわけではない。
- 58 憲法の明文上、国民には勤労の義務が課されている。
- 59 財産権の内容は原則として法律でこれを定める。
- 60 森林法事件において判例は、共有森林についてその持分価額2分の1以下の共有者に対し民法第256条第1項所定の分割請求権を否定している森林法第186条は、憲法第29条第2項に反し無効であると判示した。
- 61 日本国民の外国への一時的旅行の自由は、憲法第22条第1項の「移転の自由」に含まれる、とするのが判例である。
- 62 児童を酷使することはできない。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 63 納税の義務は憲法で明文上、国民の義務とされている。
- 64 公判廷における被告人の自白は、憲法第38条第3項の「本人の自白」には含まれる、と最高裁判所は判示している。
- 65 夫婦間の同居・扶助等に関する審判を非公開で行うとする家事審判法は、裁判の公開に関する憲法第82条に違反しないとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。
- 66 少年審判手続における不処分決定は、刑事補償法第1条第1項にいう「無罪の裁判」に当たるので、刑事補償請求できるとするのが最高裁判所の判例の趣旨である。
- 67 最高裁判所は、憲法第26条第2項後段は授業料を無償とする趣旨であるという見解を示している。
- 68 判例は、憲法第26条を根拠に初等中等教育機関の教師の教授の自由を認めることができるとしている。
- 69 憲法明文上、勤労者の団結する権利及び団体交渉する権利は保障されるが、その他の団体行動する権利は保障されない。
- 70 憲法第28条の「勤労者」には農民、漁民、商工業者などとともに公務員も含まれない。
- 71 最高裁判所の判例によると、立候補の自由は、憲法の保障する基本的人権の一つとして認められていない。
- 72 判例の考え方によれば、公職選挙に際して特定政党の候補者を支援するための政治資金カンパを内容とする臨時組合費納入義務を組合員が拒否したとしても、組合はこれを強制し得ないことになる。
- 73 在宅投票制度廃止事件の第一審判決は、重度身障者の選挙権について、抽象的に選挙権が保障されていても事実上投票が不可能あるいは著しく困難となる場合は実質的にみて選挙権を奪うのと等しいと判示した。
- 74 判例は、参議院議員の選挙制度について地域代表的・職能代表的性格を考慮することを認めている。
- 75 憲法は、政党について明文の規定を設けていないが、政党の設立の自由は、憲法第21条第1項により憲法上保障されていると解されている。
- 76 最高裁判所は、公職選挙法第129条が事前運動を禁止していることに関して、違憲であると判示した。
- 77 選挙権のない者のした投票について、その投票が何人に対してなされたかを議員の当選の効力を定める訴訟手続において取り調べても秘密投票の原則に違反しない、と判例は判示した。
- 78 受刑者が受信した信書や受刑者が発信した信書を刑務所長が一時留置きその一部を抹消した処分は、憲法第21条第2項前段の「検閲」には当たらない、と判例は判示した。
- 79 集団行動は思想表現の一形態であるが、一瞬にして暴徒と化する危険もあるので、法と秩序を維持するのに必要最小限度の事前の規制を加えることはやむを得ない、と判例は判示した。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 80 国選弁護人を付してもらい権利の存在について、被告人に告知しなくても憲法に反するわけではない、と判例は判示した。
- 81 請願権は憲法上の権利であるから、請願を受けた国や地方公共団体の機関は請願を受理しかつそれを誠実に処理する義務を負う。
- 82 判例は、選挙犯罪の処刑者につき特に被選挙権を停止することは、他の一般犯罪の処刑者との関係で憲法第14条に違反するとはいえないとしている。
- 83 明治憲法は、信教の自由の保障について、他の自由権と同様に法律の留保をともなっていながら保障されていた。
- 84 群馬司法書士会事件において判例は、被災した他の司法書士会に対して被災者支援のために負担金を徴収することは、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではないと判示した。
- 85 非管理職の現業公務員が、メーデーの集団示威行進に参加した行為について懲戒処分を行っても憲法第21条に反しない、と判例は判示した。
- 86 審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合でも、これに対処する具体的規定がなければ審理を打ち切ることはできない、と判例は判示した。
- 87 憲法第29条第1項は、個人の現に有する具体的な財産上の権利の保障と、個人が財産権を享有し得る法制度、つまり私有財産制の保障という2つの面を有する、と判例は判示した。
- 88 国会議員の立法行為又は立法不作為は、立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法第1条第1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである、と判例は判示した。
- 89 公の営造物の設置管理の瑕疵とは、当該営造物がその設置管理にあたり通常確保されるべき安全性を欠くことである、と判例は判示した。
- 90 公務員の地位の特殊性と職務の公共性にかんがみて、公務員の労働基本権に対し必要やむを得ない程度の制限を加えることも許される、と判例は判示した。
- 91 国選弁護人の費用を訴訟費用に含めて、刑の言渡を受けた被告人に負担させることは、憲法第37条第3項に違反する、と判例は判示した。
- 92 請願をした者は、請願をしたことを理由として、国又は地方公共団体その他により、公的にも私的にも何らの差別待遇を受けることはない。
- 93 日本国憲法においては請願の態様は規定していない。
- 94 原則として、法律の定める手続によらないで、国民は、その自由を奪われ、又はその他の刑罰は科せられない。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 95 「公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利」については日本国憲法において保障されている。
- 96 憲法明文上、令状によらないで逮捕することが一定の場合認められている。
- 97 何人も、正当な理由なく拘禁されず、要求があればその理由は、直ちに本人及び弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。
- 98 憲法明文上、令状なくして搜索押収することが一定の場合認められている。
- 99 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、一切許されない。
- 100 憲法明文上、被疑者にも国選弁護人を附することは認められている。
- 101 被疑者・被告人の行った任意性のない自白の証拠能力は否定される。
- 102 憲法上明文で、遡及処罰は禁止されている。
- 103 身柄を拘束されずに無罪判決を受けた者に対しては刑事補償をしなくても憲法に反しない。

統治機構

- 104 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成され、各議院の議員は同時に両議院の議員たることはできない。
- 105 両議院の議員の定数、両議院の議員、その選挙人の資格は、法律でこれを定めなければならない。
- 106 衆議院議員の任期は、3年である。
- 107 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めなければならない。
- 108 国会議員の期限付逮捕許諾について、適法かつ必要な逮捕であると認める限り無条件にこれを許諾しなければならないわけではなく、許諾に当たり期限を付することもできる、と下級審裁判所は判示した。
- 109 憲法第76条第3項の「その良心に従ひ」の意味について判例は、裁判官が有形無形の外部の圧迫ないし誘惑に屈しないで自己内心の良識と道德感に従う意味である、とした。
- 110 裁判所の法令審査権は、法律の制定に当たって国会の両院で採られた議事手続が適法であったかどうかにかかわらず、と判例は判示した。
- 111 最高裁判所は具体的事件を離れて、抽象的に法律・命令等の合憲性を判断することもできる、とするのが最高裁判所の判例である。
- 112 憲法第81条は、下級裁判所が違憲審査権を有することを否定する趣旨をもっているものではない、と判例は判示した。
- 113 最高裁判所は、被告人以外の者の所有に係る物の没収について、当該所有者に対して、告知・弁解・防御の機会を与えることなくその所有物を没収することは、違憲であるとの見解を示した。
- 114 明治憲法においても租税法律主義を定めた規定はあった。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 115 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。
- 116 すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。
- 117 裁判は、憲法第81条の「処分」に含まれない、と判例は判示した。
- 118 苫米地事件において判例は、統治行為の理論を認め、衆議院の解散は国家行為の中でも高度の政治的行為であるから、それが有効か無効かは審査し得ないという見解を明らかにした。
- 119 会計検査院は、国の収入支出の決算を検査・確認し、国の会計一般の監督の任に当たる法律上の機関であり、その組織・権限は法律によって定められている。
- 120 明治憲法では司法権の独立自体は明言されていなかったが、裁判官の身分保障に関する規定は存在していた。
- 121 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
- 122 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。
- 123 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院内で責任を問われない。
- 124 内閣総理大臣は内閣という合議体の首長とされているが、明治憲法の下でも、内閣総理大臣は首長としての地位にあった。
- 125 両院の活動に関する原則として、独立活動の原則と、同時活動の原則がある。
- 126 弾劾裁判がなされた場合は、その宣告によって裁判官は当然に罷免されるわけではない。
- 127 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- 128 内閣は、国会及び国民に対し、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。
- 129 地方公共団体の長、その議会の議員は、住民の直接選挙によって選出される。
- 130 懲罰として除名された議員は議員としての身分を失うことになるが、この者が次の選挙で再び当選した場合には、議院はこれを拒むことができない。
- 131 独立行政委員会は省の外局として置かれ、例外はない。
- 132 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有するものとされ、検査官には身分保障が与えられている。
- 133 国会の常会は、毎年1回以上は召集しなければならない。
- 134 常会については1回、特別会及び臨時会についても1回までの会期の延長が認められる。
- 135 内閣総理大臣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 136 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会を召集しなければならない。
- 137 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に休会となる。
- 138 緊急集会において採られた措置は、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、将来に向かってその効力を失う。
- 139 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 140 両議院の本会議の議事の表決に際して、可否同数のときは議長が決裁権を行使する。
- 141 公職選挙法は、被選挙権については年齢制限を高くしており、衆議院議員・参議院議員ともに満30歳以上と定められている。
- 142 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、法律の範囲内で条例を制定することができるが、行政を執行する権能までは有しない。
- 143 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。
- 144 捜索・押収・逮捕などの刑事手続上の手段は、国政調査権においては認めることはできない。
- 145 免責特権は、明治憲法においても規定されていた。
- 146 緊急集会は、解散及び任期満了による衆議院の不存在の間に、法律の制定・予算の改訂その他国会の開会を要する緊急の事態が生じたときに開かれる。
- 147 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 148 両議院の会議は、公開が原則であり、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときでなければ、秘密会とすることができない。
- 149 東京都の特別区の区長の選任を、住民の直接選挙によらなくても憲法に違反しない、というのが最高裁判所の判例である。
- 150 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- 151 明治憲法は権力分立制を採っていたが、それぞれの機関は天皇の大権を翼賛する機関にすぎなかった。
- 152 明治憲法では司法裁判所は、行政事件について裁判権を有しなかった。
- 153 日本国憲法では裁判所は、民事・刑事の他行政事件について裁判権を有する。また、違憲立法審査権についても明文で規定されている。
- 154 議員を除名するには、総議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 155 懲罰の対象となるのは院内の秩序をみだした議員であり、議場外の行為について懲罰の対象となることはない。
- 156 法律案について、両院協議会は任意的に開かれる。
- 157 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
- 158 内閣総理大臣その他の国务大臣は、答弁又は説明のため出席を求められたときは、議院に出席しなければならない。
- 159 内閣総理大臣が国务大臣を任命するに当たっては、必ず国会議員の中から選ばなければならない。
- 160 国务大臣はその在任中、内閣総理大臣の同意がなければ訴追されないが、訴追に同意のない場合でも、証拠の保全等必要な措置は行い得る。
- 161 国会には、条約の締結に対する関与は一切認められていない。
- 162 内閣は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- 163 内閣総理大臣の指名に関して、衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて30日以内に参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
- 164 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。
- 165 内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。
- 166 衆議院が解散された場合には、内閣はあらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。
- 167 日本国憲法は第84条で租税法律主義を採用し、この原則に憲法明文上例外はない。
- 168 両院協議会においては、協議案が出席委員の3分の2以上で議決されたとき成案となる。
- 169 明治憲法は国务大臣の出席・発言権のみを保障し、議院がその出席・発言などを求める権利をも明文で保障したものではなかった。
- 170 憲法第50条で規定する議員の不逮捕特権の「法律の定める」例外としては、院外における現行犯の場合がある。
- 171 皇室財産の授受及び皇室費用については国会の議決が必要であり、両議決には衆議院の優越は認められない。
- 172 下級裁判所裁判官の任期は10年であり、再任されることができる。
- 173 内閣総理大臣となり得るための資格として憲法が要求しているのは、国会議員であることと文民であることの2つである。
- 174 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国务及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 175 予算を作成して国会に提出する権限を有するのは、内閣総理大臣である。
- 176 法律及び政令には、内閣総理大臣が署名し、すべて主任の国务大臣が連署することを要する。
- 177 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。
- 178 政府が法律によって認められた権限を行使し又は義務を履行する際にも、これに伴う支出をなすには、その支出についての国会の議決がさらに必要である。
- 179 内閣は「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理する」が、地方公共団体の公務員は「官吏」に含まれない。
- 180 行政機関は、終審として裁判を行うことはできないが、前審として裁判を行うことは禁じられていない。
- 181 国务大臣は、国会議員とは異なり明文上免責特権が認められているわけではない。
- 182 現在の家庭裁判所は特別裁判所にあたるので、これを設置することができない。
- 183 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- 184 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
- 185 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。
- 186 裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできないが、立法機関が行うことはできる。
- 187 地方議会議員については、免責特権を認める明文規定はなく、また、判例もこれを否定している。
- 188 明治憲法の下では、議員が院内での発言等を院外で公表した場合免責特権の保障が及ばないとされていた。
- 189 議員が表決権を自由に行使し得ることは憲法により保障されており、出席議員の4分の1以上の要求があれば、各議員の表決は会議録に記載しなければならない。
- 190 日本国憲法は、会期不継続の原則について明記していないが、国会法はこの原則を採用している。
- 191 衆議院の議決が、参議院の議決に対して優位することが認められるのは、憲法上は、法律案の議決、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名についてのみである。
- 192 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- 193 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 194 最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受け、この報酬は、在任中これを減額することができない。

短答実力診断テスト【憲法】問題

- 195 下級裁判所の裁判官については、憲法上退官する年齢が明記されている。
- 196 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審及び判決は、公開しないでこれを行うことができる。
- 197 憲法は、両議院の議員の定数について法律でこれを定めるものとし、これを受けて公職選挙法は、衆議院議員の定数を480人、参議院議員の定数を242人と定めている。
- 198 下級裁判所裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿から内閣が任命するが、この名簿作成は、最高裁判所の行う司法行政事務として、その裁判官会議によってなされる。
- 199 憲法改正の発議をなすためには、各議院の出席議員の3分の2以上の賛成を得ることを要する。
- 200 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、国民、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。